

議案第十九号

東京二十三区清掃一部事務組合規約の変更について

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者 杉並区長 山 田 宏

東京二十三区清掃一部事務組合規約の変更について

東京二十三区清掃一部事務組合規約（平成十二年二月二十一日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第四条中「東京都新宿区四谷三丁目三番地一」を「東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号」に改める。

附 則

この規約は、平成十七年六月二十七日から施行する。

（提案理由）

東京二十三区清掃一部事務組合の事務所的位置に関し、規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
<p>(組合の事務所の位置) 第四条 組合の事務所は、東京都千代田区飯 田橋三丁目五番一号に置く。</p>	<p>(組合の事務所の位置) 第四条 組合の事務所は、東京都新宿区四谷 三丁目三番地一に置く。</p>